

の企業債償還金につきましては、それぞれ記載のとおりでございますが、こちらの明細につきましては、56ページから61ページにかけて記載してございます。

以上が令和3年度下水道事業会計決算の概要でございます。よろしくご審査の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第44号 令和3年度長井市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

決算書の396ページ、下水道10ページの剰余金計算書及び下水道11ページ、剰余金処分計算書(案)をお開き願います。処分の内容でございますが、先ほど決算の概要で説明をさせていただきました令和3年度の未処分剰余金1,126万6,764円のうち、88万3,659円を資本金収入額が資本金支出額に不足する額の補填財源として使用するため、資本金に組み入れるとともに、残余の1,038万3,105円を令和4年度に繰り越すものでございます。これによりまして、資本金残高は34億804万2,759円となるものでございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

**○梅津善之委員長** 以上で概要の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前 11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

**○梅津善之委員長** 休憩前に復し、会議を再開いたします。午前に引き続き会議を開きます。

## 令和3年度長井市各会計決算に関する総括質疑

**○梅津善之委員長** 総括質疑の発言通告がありますので、順次ご指名いたします。

なお、鈴木富美子委員から資料の配付について申出があり、会議規則第150条の規定により、許可いたしましたので、ご報告いたします。

## 勝見英一郎委員の総括質疑

**○梅津善之委員長** 順位1番、議席番号2番、勝見英一郎委員。

**○2番 勝見英一郎委員** 政新長井の勝見です。

本日の総括質疑におきましては、最初に、統一的な基準による財務書類に基づく指標について質問させていただきます。

なお、私は……。

**○梅津善之委員長** 勝見委員、マイクに近づけて、申し上げます。

**○2番 勝見英一郎委員** 統一的な基準による財務書類に基づく指標について質問させていただきます。

なお、私は、財政に関しては、やはり疎いところがありますので、解釈の違い等もあるかもしれませんが、ぜひご答弁をよろしくお願いいたします。

まず、地方公会計制度について触れさせていただきますが、この制度は、平成27年度から平成29年度の間に全ての地方公共団体が統一的な基準による財務書類を作成することになり、本市においても平成28年度からいわゆる財務4表が作成されました。この制度の目的は、地域住民や議会への説明責任を果たすこと、及び行政の適切な運営に役立てることがあるとされてお

ります。本市では、この統一的な基準による財務書類はホームページにも掲載され、市民への開示に努められているところです。

平成30年度の長井市監査委員による長井市歳入歳出決算審査意見書のまとめでも、指標について触れられておりました。総務省の文書では、財務書類の分析について、比較可能な様式により公表されている指標5つが上げられております。このたびの総括質疑では、一般会計に関し、この指標のうち4点について市長と財政課長に、また、財務書類の活用について財政課長にお伺いさせていただきます。

なお、総務省ホームページからは令和元年度まで、本市ホームページからは令和2年度までの情報しか取れませんでしたので、令和3年度の数値を上げることができませんが、ご理解いただきたいと思っております。

では、最初に、1点目の質問に入ります。

市民1人当たりの資産額に関して、市長にお尋ねいたします。

これは、平成30年度の決算審査意見書で、本市平均は類似団体の約半分とされた箇所です。総務省資料によれば、平成28年度の本市の市民1人当たり資産は103.9万円でしたが、その後、徐々に上がって、令和2年度は144.2万円となりました。特に有形固定資産の建物では、平成28年度の171億4,800万円から令和2年度の267億700万円と約96億円増えております。この建物は給食共同調理場や新市庁舎などが大きく反映されると思うのですが、もちろんこれと連動する形で市民1人当たりの負債額は平成28年度の55.7万円から令和2年度の98.4万円まで上がりました。

さて、この事実から、今後のために何が浮かび上がるだろうと考えました。結局浮かんだのは、当たり前のことかもしれませんが、資産の活用でした。

この事実から、何が浮かび上がるだろうと考

えました。結局浮かんだのは、当たり前のことかもしれませんが、資産の活用でした。市庁舎を避難所として活用したように、給食共同調理場の利用先を開拓したり、公共複合施設を多くの方が利用しやすいようにしたり、あるいは、陸上競技場を市民に開放する日を設けるなど、そうすることによって、無形の価値を高めていくことが必要だと思ったところです。それが、以降の質問に関連しますが、施設使用料等の見直しによる受益者負担比率の改善、さらには、行政コストの負担感の軽減につながるのではないのでしょうか。負債を伴わず、資産額だけを増やすのは、2つが連動するだけに難しいわけですから、導かれるのは、今ある資産をできるだけ活用すること、特に公共的な施設は利用率を上げることにもっとシビアに取り組むべきと考えたのですが、市長はどのようにお考えになれるのでしょうか。

○梅津善之委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答え申し上げます。

勝見委員からは、地方公会計制度について、この指標等々に説明もいただきながらご提案いただいたわけですが、まずは、地方公会計制度も含めて、市民の皆様から見ますと、私ども地方自治体の財政については非常に難しくて分からないとよく言われます。まして、この地方公会計制度なんていいますと、余計その財政指標も含めて非常に難しく、もう少しシンプルにちょっとお話しさせていただきますと、勝見委員おっしゃった総務省の財政書類作成の意義ですね、そういったところをどういうふうにご覧になっておっしゃっているかということなんですが、地方公共団体における予算・決算に係る会計制度は、予算の適正、確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用しております。一方で、財政の透明性を高め、説明責任をよりの確に果たす観点から、現金主義では把握できない情報、これは資産であったり、負債で

あったり、また減価償却費情報など、こういったものになるわけですが、これを住民や議会等に説明する必要が高まったことから、いわゆる現金主義会計の補完として、複式簿記による発生主義会計の導入が重要とされた。そこで、平成27年1月に総務省から統一的な基準が示され、この基準にのっとり、平成29年度末までに全ての地方自治体が財務書類を作成するということになった。

これは委員もおっしゃってるわけですが、そこで、一つの指標というのは基準でございます、地方自治体というのはご承知のとおり、私ども市と23区、市なんですけども、818あります。一番大きい横浜市は、もう360万人ぐらいいるわけですね。一方で、小さい市ですと、もう1万人切ってる市もあるわけですね。さらに町村ですね、町と村が923、そして、都道府県の47、これ全て合わせて1,788の地方自治体があるわけですね。今までは、統一基準を示しても、なかなかかなり条件が違いますので、必要性があったかどうかということで示されてなかったんでしょうけども、やはり平成18年に北海道の夕張市の破綻が明らかになって、実質公債費比率という全ての負債、それをきちんと財政上分かるような、そういう新しい指標が求められて、それ以降、そういった公会計の改善がなされてきたと認識しております。ただし、あくまでも統一的な基準であって、そればかりに目がいきますと、全くピントがずれてくるということは我々、承知しておかなきゃいけないと思いつつ、予算とか、あるいは決算等々についても慎重に行っているわけでございます。

そこで、前置きが長くなって恐縮でございますが、勝見委員のおっしゃるとおり、公共施設はできるだけ多くの市民の方にご利用いただくことが大切だと思います。ですから、勝見委員おっしゃるのは、ごもっともです。ただ、公共施設につきましては、施設本体や附帯設備等、

老朽化が進んでいるところも私どもの長井市の場合には数多くありまして、多少の手を加え、利便性を高めていくことも必要になっている状況で、したがって、勝見委員がおっしゃってた平成28年の指標から見れば、どんどん市民の資産価値が上がってるんですが、一方、負債もその分増えてると。結局、それが今回、監査委員の報告書の中でもいろいろな指摘をいただいたように、やはり例えば実質将来負担比率とか、200%を私ども超えてるわけですね。だけど、山形県の35市町村の中で、我々が一番高いんですよ。ということは、ほかの自治体はもう終わってるわけですね。ですから、それは一概に言えないんです。そこだけ見て言うと、大変な誤解を招くと私は思っております。

勝見委員から、やっぱり利便性を高めることが必要ではないかと。これはごもっともです。ただ、私どもは、例えば公共施設整備をするときは、当然、膨大な予算が必要ですから、その予算に当たっては、どういうふうな計画でこの施設を、利用率だけでなく、市民のいろいろご要望に応じて、なおかつ、いろいろ利便性を図って利用率を高めていくかということをお示しして、それから、議会からいろいろご質問やご提言をいただいて、それを生かして整備しておりますので、したがって、もう最初から投資するということは、そういったことを前提でやってるわけですね。ですから、もう少しシンプルに私どもは考えています。

あとは、勝見委員おっしゃるように、市役所は本来は多機能で、いろいろな起債を受けております。例えばこの議会棟の2階は、災害対応できるような、いわゆる緊急防災・減災事業債というのを使わせていただいて、国の手厚い支援をいただける補助をいただいて、いざというときの市民の皆様の災害対応を学ぶところとか、あと、いろいろな災害のときも避難所として使えとか、そういった多目的にしておりますので、

当然、本来の市役所ということからいえば、目的が違いますが、ただ、もうそういうことで市役所2階の防災のところは実は市役所じゃないんですね。防災のための施設なんです。ですから、市役所の機能については、やはり総務省から認められたもの以外はできないわけです。総務省のほうでは、災害のための部屋を我々造るから、起債認めてくださいって、認められませんか。そういう起債はないんですよ。したがって、最初から全て目的があって施設を造っておりますので、造った後に、なお、もう一回いろんな検討をして、より利用率を上げるということとは必要なんでしょうけども、基本、それをしっかりと見据えた上で投資してるという考え方でございます。

ちょっと長くなって恐縮でございますが、そういった意味では、施設本体や附帯施設等、老朽化が進んでいるところも多くあって、多少の手を加えて利便性を高めているということが必要になっておりますが、昨今の大きな取組では、登録有形文化財の旧長井小学校第一校舎も免震工事などの改修を行いまして、市民の方や市外の方を問わず、幅広くご利用いただける施設になったことで、オープンから令和4年7月末まで延べ22万814人の方にご来館いただいております。改修を行わなければ、一つの建物にとどまっていたものを、改修を行ったことで、校舎内での学習や交流、加えて、自由に使えるくつろぎスペースを備えるなど、一般の方が気軽に利用できる施設になったと考えております。

また、市民文化会館も耐震改修、エレベーター設置工事などを行い、利便性の高い施設となりました。これは、もうエレベーターをつけてください、じゃないと、なかなか使えませんよ。特に長井芸術祭は長井文化協会を中心になさってますけど、そういったときに、3階のいろんな会場を使うときに、階段で運ぶのはなかなか大変だと。したがって、エレベーターをつけて

くださいということで、つけたことによって、いろいろやっぱり利便性が高まったということで、令和3年度、コロナ禍ではございましたけれども、3万2,000人程度の利用をいただいたということ。あと、令和5年7月には、市役所隣の子育て施設と多機能型図書館が一体となった遊びと学びの交流施設「くるんと」が完成いたします。これらも含め、今後も、そもそも最初から利便性を高める、どれぐらいの方に利用していただくという目標を定め、あと運営も直営の場合もちろんありますが、指定管理ということで、よりよい指定管理ができる民間のノウハウを持ったところ等々にプロポーザルで提案していただいてやってますので、したがって、できてから考えるんじゃないくて、造る前に、投資するときにも十分に考えております。ただ、やっぱり委員おっしゃるように、できた後もそういった検証をしっかりとしていくことが重要だと思っております。

○梅津善之委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 今、市長からお話いただきました。

この1点目の質問につきましては、この資産の価値と市民1人当たりの資産という視点を持つ必要があるなど感じたものですから、この1番目の視点を入れました。当然負債、1人当たりの負債というのは関連するわけですがけれども、でも、自分の中で1人当たりの資産というのはどうだったのかということは抜けていたなと思いましたので、この点を入れました。

それから、市長がおっしゃった、この数値そのまま取り上げてどうこうということについては、適切でないところもあると。これについては、総務省もそういうふうにして述べておまして、例えば負債の市債の中には、臨時財政対策債も含まれた数値で計算されておりますし、それから、資産についても、平成29年以前の取得とか、取得価格が分からないものについては、備忘価

額1円で計上しているというようなどころもあって、これが、その地方自治体の財政全てを明確に表しているというわけではないということも述べられておりますので、その点については、これだけを取り上げてというつもりではない。ただ、経年比較とか、そうしたところを見たときに、ある程度の特徴が出てくるだろうと感じましたので、この市民1人当たりの資産という観点で今、質問を述べさせていただきます。

次に、2点目なんですが、市民1人当たりの行政コストについてお尋ねいたします。

これは、地方公共団体の行政活動に係る人件費や物件費、災害復旧事業費などフルコストを人口で割ったもので、本市の場合は平成28年度が43万円、そこから45万円、44万円、50万円と推移して、令和2年度の試算では65万円となっております。少し高めに移行してると感じますので、臨時損失は仕方ないとしても、経常費用の各項目の精査など、必要ではないかと思いました。

また、利用率の低い資産について一考することも、行政コストの面で重要と考えます。例えば旧市庁舎は今のまま維持してよいのか、資産価値と維持コストを考えれば、検討材料と思えます。こうしたことについて、市長はいかがお考えでしょうか。

○梅津善之委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

市民1人当たりの行政コスト、これは勝見委員おっしゃっていただいたように、令和2年度が65万円となっております、令和元年度が50万円ですので、15万円ほど高くなっております。主な要因といたしましては、この行政コストを算出する際の経常費用の中に、このところはちょうど新型コロナウイルス関連の給付金が含まれております。令和2年度は新型コロナウイルス関連の補助事業がたくさんございまして、補助金等の項目を令和元年度と比較すると、31

億円程度増加しているため、行政コストも増えてるということですね。したがって、この行政コストというの、独り歩きすると、大変誤解を招くんですね。行政コストを下げるには何したらいいかという、一番いいのは、職員の数を減らしたり、あとは、余計なものを、とにかく無駄は省くというのは当然なんですけども、そういったことでできるだけ経費をかけないというやり方もありますけれども、それで、じゃあ、市民の皆さんが満足かという、そういったところが今度、行政コストを下げたばかりに、やっぱり市民の皆様から、自分たちの意向が全然入ってないじゃないかということもありますので、したがって、独り歩きが私どもは一番警戒するんですね。そうすると、本当にいろんな、例えば大勢の、100人いたうち90の方が、これはしなくていいよと、でも、10の方が、これどうしても必要だと、ここは、それでもしなきゃいけないって、これは議会の皆様と相談しながら、行政判断するわけですね。それによって行政コストが上がったと言われると、これはちょっと違うんじゃないかと。特に今は多様性で、いろんな価値観のあるいろんな立場の方、同じ長井市の中でお住まいになる、これからさらにそういう多様化とインクルージョンといいますかね、そういう包括的なまちづくりが求められておりますので、ここが非常に難しいなと思っております。

人件費などの業務費用につきましては、毎年多少の増減はございますが、私も過去の財政再建から急激に増加するということは絶対あってはならないということで、ここは特に気をつけているところです。

このように突発的な大型事業がありますと行政コストも連動し上昇してまいりますので、経費抑制を図りながら、市民ニーズに即した行政サービスに努めてまいります。

また、具体的にご指摘いただきました利用率

の低い資産の考え方でございますが、現在、本市で所有している資産のうち、使われていない土地、建物は、売却等も含めてできる限り有効活用していきたいともちろん考えているのですが、しかしながら、残っている土地は条件の悪いところとか何らかの課題があつて、やっぱりこれはちゃんと状況を見て、場合によっては少しお金をかけることによって条件がよくなって、それをうまく売却できたりということもございますので、考えていかなきゃいけないと思います。

なお、建物については、旧本庁舎のように老朽化している建物がほとんどですので、今すぐ活用することは非常に難しいだろうと。具体的にまだ議会のほうにはご報告してないんですが、旧庁舎につきましてはいろいろ検討いたしましたけれども、やはり建物自体がもう60年を超えているということで減価償却がほとんどない状況ですから、加えて、建築基準法が改正になって事務所以外で使おうとすると全て建築確認等々いろんな規制が関わって、最低限でもうまく活用したいといった場合、10億円、20億円の最低経費はかかるということなども勘案して、公共施設等検討委員会のほうに、まだ1回目でございますが、この施設をどうしたらいいかということを状況も踏まえながら説明をさせていただいて、いろいろなお提言をいただいで、その後、議会のほうにもお示しさせていただきながら、今後例えばああいう庁舎等々の遊休施設、いずれ取り壊さなきゃいけない施設などもありますので、それらの方向性を定めてまいりたいと考えてるところでございます。

○梅津善之委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 いろいろお考えのところをご紹介いただきました。ぜひ進めていただきまして、なお、市長がおっしゃったデータ、数値の独り歩きということは当然そうだなとは思いますが。これは5番目の財政課長への質問に

も関連するところなんですけれども、この数値というのは実際出てくるわけです。ですから、これはそのままにしておくよりは、今市長がおっしゃったような令和2年度はこうだったけれども理由はこうだと示していただければ、全ての方が納得するわけです。そんなことなども考えていただきたいとは思っておりますが、最後のところで財政課長からお話をいただきたいと思います。

3番目に、また市長にお尋ねいたしますが、受益者負担比率についてお尋ねいたします。

これは経常費用に対する経常収益の割合を示したもので、行政サービスに対する受益者の直接的な負担の割合を示す指標とされております。

本市の場合、平成28年度が3.6%、平成29年度が4.2%、平成30年度が4.9%と、類似団体とほぼ似たような数字ですが、令和元年度が3.7%、令和2年度が2.9%と下降傾向にあります。施設使用料の適切な設定や公共施設の利用率を上げるなど、受益者負担の適正化も考えていく必要があると感じますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

○梅津善之委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

適正な受益者負担の考え方といたしまして、一般論としては長井市で提供している様々なサービスや公の施設の管理運営に係るコストは、サービスを利用するほうからの使用料等々と市税等の公費によって賄っておりまして、結果的にサービスを利用しない方も税金によるコストを負担しているということは、これは原則になります。そのため、サービスの提供に係るコストについて、利用者に応分の負担を求め、利用する方としない方との負担の公平性、公正性を確保することが重要であると考えられます。

受益者負担を多くすれば、長井市の財政的には使用料収入などが増えましてありがたいわけでございますが、一方で利用者の負担が増える

ことでソフト事業へのいろいろなそういう事業の参加者や施設利用が減ってしまうというリスクも含んでおりまして、そういう意味では、受益者負担の考え方につきましては、サービスや施設利用者数にも影響があると想定されますので、現在負担している管理運営に係る経費なども、なお必要な場合はもう一度把握、再検討して、総体的にどうするかということを考えていく必要があるかと思っています。

例えば、市営バスですが、なかなか利用率が上がっていませんでした。あと、料金もできるだけ本来はシンプルにしたかったんですが、やはり例えば時間で30分乗る人と10分乗る人で同じ料金ではなかなかまずいだろうと、距離も長く乗る人と。でも、それによって面倒な、それから乗る人にとってみればちょっと料金も気になると。だったら、運営するコストは大体同じなんです。利用いただいたお金が大幅に収入が増えるということだったら考え方は別なんですけども、そうじゃなくて、せつかく税金をかけて補助金などを頂いて運営しているんだから、より利用率を上げて市民の皆様に喜んでいただくということ、例えば1か月1,000円で乗り放題で、しかも自分だけじゃなくて家族みんなで使い回ししていいですよというようなパスなどを、定期などを今やっているわけですけど、そうしましたら非常に利用率が上がって、これについては例えばそれで本当にいいのかという考え方もあるんですが、やはり空のバスを走らせるよりは乗っていただいて、そして利用率が高くなってみんな喜んでいただければいいんじゃないかと。ただし、それが定着して、押すな押すなで乗り切れないなんてなりましたら若干また改正させていただくとか、そういった臨機応変な対応をしていく必要があるということも承知しております。

○梅津善之委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 これは公共施設の利用

率を上げるということと相反する部分も出てきかねないところですので、ここは総合的に判断する必要があるかと思えますし、この件につきましては、現状を前提としないというところを考えております。その上で適切な設定をお願いしたいと思っております。

4番目に入ります。財政課長にお尋ねいたします。

財務書類の指標に純資産比率があります。本市においては、平成28年度が46.4%、その後徐々に下がって、令和2年度は31.7%となっております。対策としては交付税措置のある有利な地方債を活用することがありますが、これは十分に配慮されていることで、これまでも伺ってきたところです。

また、事業実施時期の平準化も対策の一つですが、これは今後の公共施設整備計画の中でぜひご検討いただきたいと思えます。

そのほかできることとしては、将来世代負担比率を抑えるためにも、繰上償還があるのではないかと考えます。これも財政当局では十分ご承知の上、取り組まれると考えておりますが、令和4年度以降どのように行われる予定なのか、財政課長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

本市の地方債では、令和2年度の本市の財務書類によれば、利率の高いものでは4%超のものも残されているようですので、今後の繰上償還について、利率も含めて具体的に教えていただけますでしょうか。

○梅津善之委員長 佐藤 久財政課長。

○佐藤 久財政課長 お答え申し上げます。

まず、繰上償還につきましては、将来の公債負担を抑制する有効な手段だと考えております。6月24日の全員協議会でお示しをした長井市の中期財政見通しにありますように、繰上償還を計画しているところでございます。

そこでは、令和5年度に繰上償還額として7

億2,300万円を予定しております。この繰上償還によりまして、次年度の効果額、こちらが2億400万円ほど見込んでいるところでございます。

繰上償還の考え方といたしましては、勝見委員がおっしゃるように、高金利の起債から償還していくということで、将来世代への負担を抑制する効果が得られるものと捉えておりますが、今回計画をした繰上償還の最大の目的でございますが、後年度上昇する見込みの実質公債費比率の抑制にあります。単年度当たりの公債費の抑制を念頭に計画したものとなっております。

具体的な手法といたしましては、償還完了間近の起債の償還、こちらを先行して行うとしております。また、その際に、借入先によっては保証金の支払い、こちらが発生する可能性がありますので、高金利の起債の償還状況、保証金額の多寡、比率抑制効果額、こちらのほうを総合的に判断しまして計画したものとなっております。

参考としまして、現在借りている起債の中で高金利のもの、高いほうから申し上げますと、6.5%、こちらが3件ございます。6.2%が1件、このように4%以上のもの、こちらについては13件ございます。こちらをどのようにしていくかということで、こちらも検討しているところでございます。

このように、純資産比率を念頭に置いた繰上償還ではございませんが、多額の償還を行うこととなりますので、結果として純資産比率への改善効果もあると考えているところでございます。

○梅津善之委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 償還の方法につきましては、財政当局のほうでご検討されていて実施されるということですので、その件についてはよろしくお願いたします。本市では平成26年からは繰上償還されておりましたので、

計画的に進めていただければと思います。

財務書類に関してもう1点、最後にお尋ねいたします。財政課長にお尋ねいたします。

統一的な基準による財務書類の作成の目的は最初に述べたとおりですが、歳入歳出決算書のような現金の移動は分かりやすい一方、財務書類は各指標を上げていただかないことには理解はなかなか難しいと感じております。

また、財務書類の公開も決算審査が終わってからになりますので、決算の資料としては時期を逃しているとも感じます。次の予算編成にも生かされるとする財務書類ですが、その活用を財政課長はどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思っております。

○梅津善之委員長 佐藤 久財政課長。

○佐藤 久財政課長 お答え申し上げます。

まず、今回の財務書類の総務省の考え方につきましては、冒頭市長からもありましたように、現金主義会計では見えにくいコスト、ストックを把握することによりまして、中長期的な財政運営の活用が充実が期待できるとしております。

それを踏まえ、本市におきましても、財務書類につきましては平成27年1月に示されました統一的な基準、これに基づきまして、平成28年度決算分から作成を始めております。

財務書類の活用ということでございますが、今、委員からありましたように、完了する時期が決算が確定してからとなりますので、おおむね1年後ということになります。具体的には、令和3年度決算の確定については令和4年9月の定例会、それをそこから書類の作成のほうに入りますので、完成、公表となるのが令和5年6月ということで、1年ぐらい遅れ、公表が2年ぐらい後ということになります。

このように、指標としての数値、タイムラグも発生します。また、各自治体の事業内容であったり財政状況など、個別事情が多々違います。そういうことで即座にこの指標を活用できると



いうことは難しいのではないかと考えております。

しかしながら、先進事例として、施設等のマネジメントの活用やセグメント分析など先進事例がございますので、こういう情報を基にしながら、今後どういうふうな活用をしていけるかということで、中長期的な視点を持って検討していきたいと考えております。

○梅津善之委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 最初に市長からもあったように、この数値の扱いにつきましては十分なご検討をいただきたいと思っているところですが、例えば令和2年度の純資産変動計算書の中には、本年度差額として6億7,000万円もプラスになっております。この純資産変動計算書の本年度差額というのは、現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を貯蓄したことを意味する数値だとされておりますけれども、これが令和2年度ではプラス6億7,000万円、その前年度、令和元年度はマイナス9億8,000万円、平成30年度はマイナス4億7,000万円、平成29年度が、これもマイナス、ちょっと見えませんがマイナスでした。そういう中でプラスに転じてるところもあります。

こうした市民に知らせるべき、知ってほしいなどと思う数値もこの中には含まれてくるわけですので、ぜひ、ただ生の数字を出せばいいということではなくて、それに対しての財政当局の解釈を入れて、こういうことだと示していただければ、独り歩きにはならない、市民にとってもいいデータになるのではないかと、長井市の状況を知らせるいいデータになるのではないかと考えたところです。

なお、総務省ではこのデータのクロス分析等につきましても述べられておりますが、これも手法を取れば、結構長井市の実態を知るいい手がかりになるのではないかと考えておりますので、ぜひご検討をいただきたいと思っております。

以上で財務書類に関しての質問を終わります。

では、次に17款1項1目総務費寄附金、長井市ふるさと応援寄附金13億9,251万25円について、政策推進監にお尋ねいたします。

この決算13億9,251万円、これは令和2年度より1億7,765万円減少となりました。今年7月の報道によると、令和3年度のふるさと納税は、国全体では令和2年度より1,000億円増えて8,000億円を超えたとされており、この要因はコロナ禍による巣籠もり需要にあるとされております。

本市においては、令和4年度にふるさと納税20億円を予算化しており、こうした需要に応えるためにも、令和3年度の分析をしっかりとする必要があります。令和3年度の結果について、政策推進監はどのように分析され、強化を図っていかれるお考えか、お聞かせいただきたいと思っております。

○梅津善之委員長 竹田利弘政策推進監。

○竹田利弘政策推進監 お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、返礼品をもってお申し込みなさる方が多くいらっしゃいます。

それで、このふるさと応援寄附金を頂戴する際、お礼の品として多くのご希望を長井市においていただいておりますのが、サクランボやリンゴ、ブドウなどの果物類、あと長井産ホップを原材料とするビール、あと特産の米沢牛などの肉類、この3つが特に大きくなっております。特に果物類は、令和元年度は約5割、令和2年度は約6割、令和3年度は約5割と、いずれも大きな割合を特に占めております。昨年度、令和3年度につきましては、春先の遅霜の影響により、サクランボやリンゴの収穫量が大きく減ったということは委員もご承知のとおりだと思います。このため、サクランボとリンゴにつきましては、お礼の品として前年並みの確保が見込めないということで、早めにこのお礼の品からリストから受付を落とさざるを得ない状況で

ございました。それが、寄附金が減となった大きな要因と考えてございます。

一方、今年の令和4年度のふるさと応援寄附金でございますが、そういった遅霜の影響もございませんし、受付ベースでございますが、8月末の時点で約2万9,000件、金額にして今の時点で4億3,000万円ほどを頂いております。この件数と額でございますが、15億円を超える寄附をいただいた令和2年度の比では、件数で1万3,000件の増、あと金額では1億4,000万円の増、あと昨年の令和3年度の比でも、件数で1万件、あと金額でも約1億円と、大幅な増となっております。

やっぱりさらなる応援寄附金というのは、長井市を知っていただいて、関係人口の創出とか、そういうのもつながるものですから、さらなる対応策として、寄附金を受け付けるサイトを増やしてございます。今年の3月にはモンベル、8月にはANA、全日空のふるさと納税を既に開設しておりますし、この10月からはふるさと本舗というサイトも増やします。これによって今まで5つだったものから3つ増やしまして、合わせて8つのふるさと納税ポータルサイトを使って長井市の魅力をより多くの方に知っていただく取組を行ってございます。

また、ふるさと納税と密接な関係がございません関係人口の創出・拡大に向けた事業にも、特に力を入れてございます。これについては、特にふるさと長井会の活動でございますが、県外在住の方が会員となり、会員同士または長井市民との交流や情報交換を通じて、長井市をとにかく応援する活動を行っていただいております。会員数でございますが、令和2年度の前半では487人でしたが、今現在1,252人と2倍以上になっております。

あと、ふるさと長井会による首都圏への情報発信やイベントの実施など、長井のファンを増やす取組がふるさと応援寄附金の伸びにもつな

がっていると考えてございます。

このほか、今年4月には、東京の五反田に本店があります城南信用金庫が主体となり、全国47都道府県の信用金庫と共同し、地域おこしなどを行っております、よい仕事おこしフェア実行委員会と長井市が包括的連携協定を締結いたしました。これによって、羽田スマートシティでの出展や長井市産の秘伝豆を材料にした東京の事業者による特産品の開発などに着手し、ふるさと応援寄附金の拡充につながる新たな取組にも挑戦しております。

また、ホストタウン交流をきっかけとして、今年度、東京の白金台で結婚式場やレストランを運営している八芳園とパートナーシップ協定を締結いたしました。この八芳園は、今年5月、アメリカのバイデン大統領来日時に、岸田首相が夕食を共にしたことで一躍有名になったところでございます。

こうした民間企業との連携により、首都圏での長井ならではの特産品販売や文化の紹介など、これまで以上に効果的な情報発信を行える下地が徐々にできつつあります。

なお、八芳園の井上義則社長でございますが、お父様のご実家が長井市森にございまして、井上社長ご本人も幼少期、数年にわたり度々、森地区に滞在なされ、長井市には特に深い愛着があるといろんなところで話していただきまして、非常に心強い応援団となっていていただいております。

こうした皆様との連携を最大に生かした様々な取組により、今後とも関係人口の創出・拡大を図り、ひいてはふるさと応援寄附金の拡充にもつなげてまいりたいと考えてございます。

○梅津善之委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 令和3年度、令和4年度、予算が20億円でしたので、自分の頭の中で20億円という数字が定着してしましまして、なお令和2年度に比べて低くなったというところ

は目に入ったところなんです、でも令和元年度の決算書を見ておりました。そしたら、ふるさと納税の寄附金のところは、令和元年度5億885万円だったんですが、倍増というメモを自分で書いてありました。その年から随分と頑張ってきたんだと改めて感じたところですし、また令和4年度、今、政策推進監からお話あったように、今順調な滑り出しをなされてるということですので、ぜひ今年度に期待していきたいと思います。

長井市でも、タスのテレワークなどありますので、ぜひそうしたところとか、あとフィットネスと観光を組み合わせた1週間の滞在チケットとか、新たな返礼品などもぜひ開拓していただいて、ふるさと納税の獲得に努めていただきたいと思います。

最後に、もう1点質問いたします。公共施設に関してですが、2款1項1目201公共施設等整備事業について、技監にお伺いいたします。

この中のトイレについては平進介委員が一般質問の中で触れられておりましたけれども、通告どおりに質問させていただきます。

これまで、公共複合施設、愛称「くるんと」について、建設進捗状況から指定管理の計画まで丁寧にご説明を受けてまいりました。この複合施設は、さきに触れました本市の資産価値を高め、次世代に残す大切な財産であり、来年8月に見込まれますオープンを待ち望む方も多いと思います。

その上で、理念的なところを1点お尋ねいたします。それは、利用者の多様性にどのように対応されるかということです。

複合施設のコンセプトには多世代の交流がうたわれており、この考えには多様性も含まれると考えますが、例えば発達障害のある子供たちの利用や身体に障害のある方の利用、あるいは養護学校児童生徒の利用など想定されているのか。細かいところでは、トイレはオストメイト

対応なのか、男性用サンタリーボックスはあるのかなど、でき得ればオープニングイベントの際、ボールプールに米沢養護学校長井校の子供を招くなどしていただきたい。そうすれば、本市の誰一人取り残さないという姿勢がより明確に市民に伝わるのではないのでしょうか。

多様性を受容するインクルーシブな社会であるために、その象徴ともなり得る公共複合施設がどのように多様な人々を受け入れていくのか、技監より総括的にお話しいただければと思います。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

今年の4月に山形市南部児童遊戯施設コパルがオープンしましたが、そこは何人も排除せず、包み込む施設というインクルーシブの理念、この理念は「くるんと」も同様でございます、さらには多様性、いわゆるダイバーシティーに対応した、性別、年齢、あと住まい、国籍を問わずに、全館バリアフリーを施し、障害の有無にかかわらず、たくさんの方に利用していただく施設、そしてコパルやほかの施設とは違った独自性を持った新しい施設を目指して、現在建設中でございます。

今議会で議決をいただきまして、オープンに向け、具体的な運営準備に着手したいと考えているところでございます。

では、何をもってインクルーシブ、ダイバーシティーというのかということでございますが、一つは、建物自体のコンセプト、つくり込みだと思います。もう一つというのは、指定管理等の運営体制になってくると思います。全体として、入り口の段差をなくして壁や仕切りを設けない開放的な空間であったり、レイアウトを工夫しまして子供同士、保護者同士、多世代の小さな子供から大人まで様々な人が交流を生み出す施設になるわけでございますが、遊戯場につきましては、手前は乳幼児向けの静かな空間か

ら奥は元気に遊び回るという空間を持って、カテゴリーでは分けておりますけれども、壁で仕切ることのないように、子供たち一人一人が興味に合わせ、自分に合った遊び方ができる自由度の高い遊戯場にしております。

遊戯場内には常時8名程度のスタッフが常駐しまして、例えば滑り台であれば上り口と下り口に常駐し、安全確保や遊び方の指導を行うほか、当然、障害のある方には利用の介助を行うこととしております。

図書館につきましては、飲物を片手に本が読めて、幅広い世代の人が思い思いに自分の時間を過ごせるサードプレイスを目指しております。書籍の並べ方一つにしても、例えば背表紙しか見えない棚差しというんですか、に対して、表紙が見える状態で本を並べる面陳というんですか、そういうスペースを増やして、利用者の目につきやすく認識しやすくなるようにいたします。特に発達障害のお子さんなんかは、背表紙からの情報だけでは理解できない部分もございますので、表紙面を見せて認識しやすくなるような工夫をしております。

車椅子の方でもゆっくり本を探せるように、書架と書架との間隔を十分に取って、利用者の疑問の解決や必要な情報探しをお手伝いするレファレンスコーナーも設置する予定でおります。

今後、指定管理業務の仕様書の中でも、利用者の状況を考慮した利用介助、貸出手続の代行であったり、読書活動にハンディキャップのある利用者向け資料の選定や発注、受入れ等の処理、あとボランティアによる対面朗読等の提供、さらには視聴者向け資料としてDAISY、視力に障害のある方が耳から聞くシステムなんですけど、そのほかにも読書バリアフリー法の理念に基づいた資料収集やサービスの提供等を明記の上、インクルーシブやダイバーシティーに十分配慮した実効性のある提案となっているか

も重要な要素として、プロポーザル審査会において指定管理者を選定するとなります。

ご質問の中の館内のオストメイトや男性用サニタリーボックスについては、共用部、子育て世代活動支援センター、図書館それぞれにオストメイトを設置しまして、サニタリーボックスは女性用トイレだけではなく、男性用トイレ、多目的トイレにも配置いたします。

また、大人が横になることができ、車椅子等から乗り移りしやすいユニバーサルシートも設置して、多くの方が利用しやすい施設にしていきたいところです。

また、委員ご指摘のオープニングイベントの際に養護学校の皆さんを招待することにつきましては、来年7月に施設が完成し、グランドオープンまでの一定期間なんですけど、この期間を利用して体験見学会や内覧会を行いたいと考えておりますので、ぜひそういう機会に体験いただきたいと思います。それは生徒の皆さんだけではなく、指定管理者としても有益な機会になると思いますので、ぜひ実施していきたいと考えているところでございます。

○梅津善之委員長 2番、勝見英一朗委員。

○2番 勝見英一朗委員 お考えいただき、ありがとうございます。

このボールプール、養護学校の生徒などもぜひ体験してほしいなと思っていますし、養護学校の長井校ができて、平成26年にできましたから10年近い年数がたっていて、その中で小学校の中で障害のある子供と健常児と一緒に過ごしてきた、そういう共生社会を体験した子供が今中学生なり高校生なりにおります。そういう人たちに手を借りながら、ボランティアとして手を借りながら長井校の子供が遊べる、そんな環境といえますか、そういう機会もぜひつくり出していきたいと考えておりますので、市当局におかれましても、今のお話に基づいてぜひ進めていただければと思います。

以上で質問を終わります。

### 鈴木富美子委員の総括質疑

○梅津善之委員長 次に、順位2番、議席番号10番、鈴木富美子委員。

○10番 鈴木富美子委員 清和長井の鈴木富美子です。9月定例会の決算総括の質疑をさせていただきます。

10款4項2目、003生涯学習推進費についてお伺いいたします。

この事業は青少年育成事業ですが、この事業の中に委託料がありますので、その内容と活動の成果についてお聞きしたいと思います。

青少年健全育成事業は3つの部会に分かれて活動されておりますが、初めに家庭部会についてお聞きします。

早寝早起き朝ごはんの運動の推進は、現在どのようになっているのでしょうか。啓蒙リーフレットの作成、配付だけなのでしょうか。また、アウトメディア運動の成果はどうでしょうか。地域づくり推進課長にお聞きいたします。

○梅津善之委員長 新野弘明地域づくり推進課長。

○新野弘明地域づくり推進課長 お答えいたします。

家庭部会におけます早寝早起き朝ごはん運動についてですが、この運動につきましては、平成18年度に文部科学省がスタートさせたプロジェクトでございまして、幼児期からの基本的な生活習慣の確立を目的といたしまして、様々な取組を行っております。

本市といたしましては、今の活動内容といたしましては、生活習慣が乱れやすい学校の長期休みの間に規則正しい生活への意識づけを図ってもらうということを目的といたしまして、夏休み前に各小・中学校のほうに周知のチラシを

配付を行っているところでございます。また、学校のほうからも、生徒児童に対しまして生活習慣記録カードというものを配付していただきまして、おうちの方と一緒に協力して生活内容を記録するなど、各学校でいろいろ工夫しながら取り組んでいるところでございます。

また、アウトメディア運動につきましても、新型コロナウイルス感染症によりまして外へ出る機会が少なくなったり、テレビであったり、ゲーム、あとインターネット、そういったところに触れる時間が伸びた子供たちに対しましては、アウトメディアの意識づけが重要となりますので、そちらも周知のチラシを配付しているところでございます。

市といたしましては、早寝早起き朝ごはん運動及びアウトメディア運動については、子供たちに気づきを与える機会の提供を目的といたしまして、毎年定期的な周知を行っているところでございますけれども、各学校のほうでもしっかり先生のほうから声がけをさせていただいておりますので、成果は十分出ているものと考えているところでございます。

○梅津善之委員長 10番、鈴木富美子委員。

○10番 鈴木富美子委員 成果につきましては各学校ごとにとのことですけれども、その話は学校のほうとも教育委員会との連携とかで何か話は聞いていらっしゃるのでしょうか。

○梅津善之委員長 新野弘明地域づくり推進課長。

○新野弘明地域づくり推進課長 各学校ごとにチェックシートのようなものを作ってまして、それをちょっと見せていただきました。学校教育課のほうから情報を確認いたしまして、各学校のほうで十分いろんな工夫をされて取り組んでいるというところを確認しておりますので、十分成果は出ているものと考えております。

○梅津善之委員長 10番、鈴木富美子委員。

○10番 鈴木富美子委員 やはりアウトメディアといってもなかなか、新型コロナウイルスに